

# 部活動規則

- 1 **目的** 部員の自主的、自発的活動を通じて、教養や健康の向上、気力・体力の養成などを図るとともに、集団活動によって望ましい人間関係や協力していく態度、責任感などを養う。
  - 2 **種類** 文化・体育の2領域とし、それぞれ各部からなる。
  - 3 **部員** 全学年希望者とする。
  - 4 **役員** 各部に部長、副部長各1名をおく。
    - (1) 部長は部活動の中心となり、部連絡会に出席する。
    - (2) 副部長は部長を補佐し、部長不在の場合、それを代行する。
    - (3) 部長・副部長は顧問の指導の下、部の会計処理・備品・消耗品の管理、部活動記録の記入・保存、文書類の管理等にあたる。
- ## 2 活動
- (1) 各部は年度当初に顧問の指導、助言を得て部員名簿、年間活動計画書を特別活動部に提出して活動する。
  - (2) 部活動終了時刻は次の通りとする。月曜～金曜午後6時（午後6時30分下校完了）
- ## 3 加入記録
- (1) 登録は原則として年度当初に行う。
  - (2) 加入登録は保護者等の承認を得て行う。
  - (3) 原則として1人1部加入とする。特別の事情により関係顧問の間で了承が得られた場合は、所属の変更を認めることができる。
- ## 4 部の設置基準
- 部は次の基準に合致し、必要な手続きを経て成立する。
- (1) 教育的価値のあるもの。
  - (2) 原則として校内において活動できるもの。
    - ① 危険を伴わないもの。

- ② 施設,設備、経費の面で活動できるもの。
- ③ 顧問として指導にあたる本校教職員がいること。
- ④ 新1年生の入部が2人以下となる年度が連続して2か年続いた場合、その翌年から新入部員の募集停止および、それ以降の活動について部活動運営委員会にて検討する。なお、運動部において男・女別に組織する場合はそれぞれ10名以上の人員を必要とし、人員が足りない場合は男女の統合について部活動運営委員会で検討する。

## 5 部の設立

(1) 部を設立しようとする場合は部設立申請書を特別活動部に提出し、以下の承認を得たのち、部活動運営委員会に登録する。

- ① 部連絡会
- ② 生徒指導部
- ③ 職員会議
- ④ 校長

(2) 申請書には次の事項を書く。

- ① 部名
- ② 設立目的
- ③ 活動内容
- ④ 活動日時
- ⑤ 活動場所
- ⑥ 部員名簿
- ⑦ 代表者氏名, 学年, 組
- ⑧ 顧問氏名

**6 活動停止及び廃部** 活動が不十分と認められた場合、設置基準に合致しなくなった場合など、関係機関で協議し、停止または廃部を決定する。

## 7 対外試合等

(1) 公式試合に参加しようとする場合は、顧問と相談し許可を得て、所定の参加許可願に必要事項記入のうえ、特別活動部に提出する。

(2) 他校と練習試合等を行おうとする場合, 相互の顧問間の了解を得た上で適切に実施する。必要に応じて、所定の参加許可願に必要事項記入のうえ、特別活動部に提

出する。なお相手校において試合等を行う場合は、必要に応じて、本校校長から相手校の校長に訪問依頼書を送付することになる。

- (3) 試合等の結果は所定の結果報告書により特別活動部に報告する。
- (4) 試合等の付添は原則として当該顧問とする。

## 8 部連絡会

- (1) 部活動の円滑な運営を図るため、部連絡会を設置する。
- (2) 部連絡会は関係教職員と各部部長（または代表者）によって構成する。
- (3) 文化・体育の領域別及び合同の連絡会を設け、必要に応じて開く。
- (4) 部連絡会で協議した結果は関係機関の許可を得て実施する。

## 9 財政

- (1) 部活動を行うに必要な経費は特別活動費の部活動費をもってあてる。
- (2) 各部への配分額は年度当初、各部からだされる予算請求書に基づき、部連絡会で各部の特性、活動状況など考慮して協議する。年度途中で設立を認められた部への予算配分は次年度とする。